

## 1. 政策及び 15 年度重点施策等

<b>政 策</b>	早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用
<b>15 年度 重点施策</b>	早期警戒制度の的確な運用と一層の拡充 早期是正措置の新 B I S 規制への対応
<b>参考指標</b>	事務ガイドラインの整備状況

## 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	金融機能の安定
<b>基本目標</b>	金融機関が健全に経営されていること
<b>重点目標</b>	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

## 3. 政策の内容

### ( 1 ) 早期警戒制度

平成 14 年 12 月に導入された早期警戒制度は、早期是正措置の対象とはならない預金取扱金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、早め早めの経営改善を促すものです。

具体的には、基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動による影響、預金動向や流動性準備等の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる預金取扱金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促します。

さらに、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第 26 条等に基づき業務改善命令を発出します。

また、保険会社に対しても、15 年 8 月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととしています。

### ( 2 ) 早期是正措置等（措置の内容については別添参照）

預金取扱金融機関

平成 10 年 4 月に導入された早期是正措置は、自己資本比率という客観的な基準に

基づき、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものです。

これにより、

- ・ 預金取扱金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、預金取扱金融機関の経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること
- ・ 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること
- ・ 結果として、預金取扱金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながるること

などが期待されます。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率は、資本勘定（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子とし、リスクアセット（資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額）を分母として算出されます。自己資本は、預金取扱金融機関が抱える様々なリスクを吸収するための財務基盤であり、各預金取扱金融機関が内外の金融市場において預金者や投資家からの信認を確保していく上で重要です。

$$\text{(算出式) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (資本金等)}}{\text{リスクアセット (資産の種類に応じたリスクの割合を基礎として計算されたリスク資産額の合計額)}}$$

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められており、現在では4区分となっています。

また、早期是正措置の発動基準については、国際基準<sup>1</sup>、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースのいずれかが自己資本比率の基準を下回った場合に発動することとなっています。

#### 証券会社

証券会社の財務の健全性を示す指標として、自己資本規制比率があります。具体的には、資本金や準備金その他の自己資本から、固定資産その他の直ちに流動化できない資産を控除したものを分子とし、各種のリスク相当額の合計値を分母として算出されます。この自己資本規制は、有価証券等の売買を頻繁に行うという証券会社の業務の性質を踏まえ、証券取引における円滑かつ確実な決済等を確保するため、証券会社

<sup>1</sup> 国際基準とは、海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率基準を、国内基準とは、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準をいう。

の業務に伴うリスクを総合的に把握し、保有有価証券等の価格変動リスクをはじめとする各種のリスクが顕在化した際にも、それに伴う損失に十分耐えるだけの流動的な資産を保持させることを目的としています。

$$\text{(算出式) 自己資本規制比率} = \frac{\text{固定化されていない自己資本の額}}{\text{リスク相当額}}$$

#### 保険会社

保険会社の経営の健全性を判断するための基準として、ソルベンシー・マージン比率があります。具体的には、保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスクに関し、通常の見込みを超えるリスクについて、一定の仮定の下で算出したリスク量を分母とし、基金(資本金)、価格変動準備金、危険準備金(生保)、異常危険準備金(損保)、一般貸倒引当金等のリスクに対応することが可能なバッファ(ソルベンシー・マージン)を分子として、その比率を求めるものです。このソルベンシー・マージン比率に基づく早期是正措置は、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に応じて、経営改善への取組みを適時に促すことにより、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し保険契約者等の保護を図ることを目的としています。

なお、15年8月に保険会社関係の事務ガイドラインを改正し、早期是正措置に係る命令を受けた保険会社のソルベンシー・マージン比率改善までの期間を1年とするなどの明確化を行いました。

$$\text{(算出式) ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン(支払余力)総額}}{\frac{1}{2} \times (\text{通常の見込みを超えるリスクの総額})}$$

## 4. 現状分析及び外部要因

我が国の経済情勢を見ると、企業部門の改善が進み、景気は着実な回復を続けていますが(政策 - 1 - (1) - 【資料1 国内総支出等の推移】、【資料2 株式市況の動向】を参照)、預金者等の信頼を得るために、各金融機関は、財務の健全性の確保に継続的に努めることが重要であり、収益性の改善に一層真剣に取り組むことが求められています。

具体的には、例えば、引き続き、的確な資産査定や不良債権処理等を通じ、財務の健全性の確保を図るとともに、更なる経営合理化の推進、リスク管理能力の向上、営業力の強化などを通じた収益性の改善などに取り組んでいくことが求められています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### 早期警戒制度

収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りの観点から経営改善に向けた早期の対応が必要と考えられる預金取扱金融機関及び保険会社に対し、原因、改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要な場合には、銀行法 24 条等又は保険業法 128 条等に基づき報告を求めるなど、早めの段階で預金取扱金融機関及び保険会社の経営改善を促しました。

#### 早期是正措置等の発動状況

平成 15 年 7 月から 16 年 6 月末までに、金融機関に対し、早期是正措置を以下のように発動しました。

銀行等	:	2 件
信用金庫	:	2 件
労働金庫	:	0 件
信用組合	:	1 件
系統金融機関	:	0 件
証券会社	:	0 件
保険会社	:	0 件
合計	:	5 件

#### 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化

繰延税金資産の自己資本への算入の適正化等については、金融再生プログラムにおいて速やかに検討することとされたことを受け、金融審議会・自己資本比率規制に関するワーキンググループにおいて検討を開始し、15 年 7 月に経過報告が取りまとめられました。

これを踏まえ、繰延税金資産に係る情報開示の拡充について、15 年 10 月、主要行に要請を行いました。

その後、同ワーキンググループにおいて議論を再開し、16 年 6 月に金融審議会金融分科会第二部会報告書が取りまとめられました。

#### 早期是正措置の新 BIS 規制への対応

新 BIS 規制の国内実施に向けて、15 年 9 月に自己資本比率規制に関する銀行法告示及び事務ガイドライン改正作業を専断的に行う為の別室を監督局総務課内に立ち上げました。当室では、現在、16 年秋頃に公表することを目指して、規制素案の検

討作業を行っています。

## (2) 評価

### 早期警戒制度

早期警戒制度は導入されてから間もない制度ですが、その制度の趣旨については各預金取扱金融機関及び各保険会社に十分浸透しており、早期是正措置の対象とならない預金取扱金融機関及び保険会社に対しても、早め早めに経営改善を行うインセンティブを与え、健全化に向けた自主的努力が促されています。

### 早期是正措置等

早期是正措置の対象となった金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の経営改善を行い、健全性を回復しました。

### 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化

主要行においては、金融庁からの要請を踏まえ、15年9月期から、繰延税金資産に係る充実した情報開示がなされています。

### 早期是正措置の新 BIS 規制への対応

規制素案検討にあたり、以下の作業を行うなど、着実に進捗しています。

- ・ 各国裁量事項の検討
- ・ 全銀協との意見交換会への参加
- ・ 地銀協との意見交換会への参加
- ・ 新 BIS 規制の適用開始に向けた準備体制検討会合（AIG）への参加
- ・ 日本銀行との勉強会、意見交換会の開催

## 6. 今後の課題

平成 17 年 4 月に予定されているペイオフ解禁拡大を見据え、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、行政面における取組みの充実に引き続き努める必要があります。

自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化については、金融審議会金融分科会第二部会の報告書を踏まえて、具体的な監督上の取扱いについて十分な検討を行った上で判断していく必要があります。

新 BIS 規制への対応としては、16 年秋頃の規制素案公表のほか、新 BIS 規制の 3 つの

柱を踏まえた事務ガイドライン改正作業に着手します。また、第2の柱として、規制上の自己資本比率では十分に補足できないリスクを含め、預金取扱金融機関が自ら適切な判断に基づきリスクに見合った十分な自己資本を確保しているか監督当局が検証していくことが求められていることを踏まえ、今後、新 BIS 規制の国内実施において、早期警戒制度のより一層の活用も含め検討を進める必要があります。そのため平成 17 年度において、新 BIS 規制への対応に向け機構定員要求を行う必要があります。

## **7. 当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 早期是正措置等に基づく是正命令の発動実績

## **10. 担当部局**

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課

---

第1の柱：リスクアセット（分母）をより正確に計算

第2の柱：銀行自身による自己資本戦略の策定

第3の柱：開示の充実

## 【預金取扱金融機関に係る早期是正措置の概要】

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満	4%未満	経営改善計画(原則として資本増強に係る措置を含む)の提出・実施命令
第2区分	4%未満	2%未満	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実施、配当・役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満	1%未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止命令

## 【証券会社に係る自己資本規制比率】

自己資本規制比率	証券会社の対応	監督当局の対応
140%未満 ～ 120%以上	140%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書	
120%未満 ～ 100%以上	120%を下回った都度、以下の書類を内閣総理大臣へ届出 ・自己資本規制比率に関する届出書 ・自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更を命じ、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができる。
100%未満	同上	公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、3月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、その日から3月を経過した日における自己資本規制比率が引き続き100%を下回り、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、登録を取り消すことができる。

【保険会社に係る早期是正措置制度の概要】

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		措置の内容
非対象区分	ソルベンシー・マージン比率 200%以上	
第一区分	ソルベンシー・マージン比率 100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	ソルベンシー・マージン比率 0%以上 100%未満	次に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</li> <li>・配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</li> <li>・社員配当又は契約者配当の禁止又はその額の抑制</li> <li>・新規契約に係る保険料の計算方法の変更</li> <li>・事業費の抑制</li> <li>・一部の方法による資産運用の禁止又はその額の抑制</li> <li>・一部の営業所又は事務所における業務の縮小</li> <li>・一部の営業所又は事務所の廃止</li> <li>・子会社等の業務の縮小</li> <li>・子会社等の株式又は持分の処分</li> <li>・付随業務又は法定他業の縮小又は新規取扱いの禁止</li> <li>・その他金融庁長官が必要と認める措置</li> </ul>
第三区分	ソルベンシー・マージン比率 0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令